

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 精神医療適正化促進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内3313)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,889 千円 (前年度予算額： 3,953 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,953	0	0	0	0	0	0	0	3,953
要求額	3,889	0	0	0	0	0	0	0	3,889
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

精神保健福祉法第38条の6により、精神科病院に対して実地指導及び審査を行い、本法の制度の適正な運用を確保し、患者の人権に資する目的で年1回実施してきた。法改正等に伴い、運用方法の確認及び指導を引き続き行っていく必要がある。

県民から相談のあった精神障がい者や、退院してまだ不安定な時期にある精神障がい者やその家族を支援するために家庭訪問を実施し、再発予防等を行い、地域での生活を支援している。

精神保健福祉法による通報対応等、危険を伴う業務を行うため、適切な支援方法を学び資質向上を図る必要がある。

(2) 事業内容

措置入院患者の病状実地審査、精神科病院実地指導、精神保健福祉法に基づく通報の調査等に係る事務費及び資質向上のための研修受講。

在宅の精神障がい者への家庭訪問指導及び退院に向けて環境整備のための家族や関係機関への連絡調整を実施。

精神保健指定医の指定医証交付事務(平成27年度から国から権限移譲)

(3) 県負担・補助率の考え方

県負担のみ

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	376	研修会講師
旅費	777	業務旅費、費用弁償
需用費	1,349	事務用品等
役員費	577	通信運搬費
使用料	200	指導調査での高速道路使用料
委託料	300	文化祭開催に係る事業委託
負担金	310	研修参加費用等
合計	3,889	

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

精神科病院の実地指導、審査は都道府県が行うこととなっている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

精神科病院に入院する者の適正な医療と処遇の確保を図るとともに、精神保健福祉の向上及び精神障がい者の人権擁護を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

措置入院患者等の適正な医療と処遇確保のための事業であり、目標値を設定することになじまない。

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	毎年、県内精神科病院に実地指導及び審査を行い、入院患者の適正な医療及び処遇の確保を確認し、精神保健福祉の向上と人権擁護を図っている。 精神科病院の職員が、精神保健福祉法について理解し、法に基づいた医療と処遇に努めることの必要性の意識が定着してきた。
令和3年度	毎年、県内精神科病院に実地指導及び審査を行い、入院患者の適正な医療及び処遇の確保を確認し、精神保健福祉の向上と人権擁護を図っている。 精神科病院の職員が、精神保健福祉法について理解し、法に基づいた医療と処遇に努めることの必要性の意識が定着してきた。
令和4年度	毎年、県内精神科病院に実地指導及び審査を行い、入院患者の適正な医療及び処遇の確保を確認し、精神保健福祉の向上と人権擁護を図っている。 精神科病院の職員が、精神保健福祉法について理解し、法に基づいた医療と処遇に努めることの必要性の意識が定着してきた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない 	
(評価) 2	入院患者の適正な医療及び処遇の確保を確認し、精神保健福祉の向上と人権擁護のため必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 2	精神科病院の職員が、精神保健福祉法について理解し、法に基づいた医療と処遇に努めることの必要性の意識が定着してきた。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている 	
(評価) 2	精神保健福祉法に基づき実施しているため効率性は保たれている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 引き続き、精神保健福祉の向上と人権擁護のために継続していく。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 引き続き、精神保健福祉の向上と人権擁護のために継続実施。 また地域の精神障がい者が、症状が悪化することで、地域で生活する上で支障が起きないように、地域で安心して生活できることを目的に、個別に家庭訪問支援を行い、受診支援や生活指導等を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由 や期待する効果 など	